

立地適正化計画策定の必要性の 再検討について

1. 立地適正化計画策定のこれまでの経緯
2. 再考すべき事項等

1. 立地適正化計画策定のこれまでの経緯

平成28（2016）年度	立地適正化計画基礎調査を実施
平成29（2017）年度	立地適正化検討委員会において、都市構造上の課題及び立地適正化計画策定の必要性等を検討 →立地適正化計画を策定するべきとの結論に至る
平成30（2018）年度～ 令和3（2021）年度	立地適正化計画の策定に向け検討 ・平成31年 4月 策定骨子を作成 ～ ・令和 3年12月 議会（建設委員会）に策定期期の延長について報告

2. 再考すべき事項等

立地適正化計画の検討過程において以下の再考すべき事項等が生じた。

- ◆ 2017年の時点では人口減少（2013年社人研推計で2040年56.2万人/2060年・46.9万人）を想定し、立地適正化計画を策定すべきとの方針を決定。しかしながら、2018年社人研推計は上方修正されている（2040年61.3万人（5.1万人増）/2060年56.1万人（9.2万人増））。市の上位計画である総合計画も人口減について言及していない。
- ◆ 人口減少の局面にない段階で都市機能誘導区域、誘導施設を設定するにあたっては駅前の施設整備や渋滞対策が急務。また地域によって人口減少を助長する。
- ◆ 立地適正化計画で居住誘導区域（市街化区域に限る）を設定すると、市街化調整区域の既存の開発地も居住誘導区域外に設定することとなる。都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例との調整が必要。
- ◆ 災害ハザード地域を居住誘導区域に設定することには慎重になるべき。
- ◆ 立地適正化計画を策定・公表すると廃止が困難。計画期間おおむね20年間で人口減少が見込まれていない現時点での策定の必要性和時期については、もう少し慎重な論議が必要。



将来的な立地適正化計画の必要性は認められるものの、**現時点で立地適正化計画を策定、公表すべきかを再検討する必要がある。**

策定を決定した原点に立ち戻り、現時点で策定、公表すべきかを再検討することとする。
(令和4年度中を目標に結論を出す予定)